

Amoeba訪問看護ステーション

利用者様 ご家族様各位

令和6年12月吉日

Amoeba訪問看護ステーション

所長 上田 康夫

## 訪問看護医療DX情報活用加算開始に伴う

### 訪問看護管理療養費について

2024年6月の診療報酬改定に伴い、Amoeba訪問看護ステーションは 地方厚生局長に従業員として届け出た看護師が「オンライン資格確認」によって利用者様の診療情報や薬剤情報等を取得した上で計画的な管理を行うとともに支出の高い 訪問看護を提供します。

これにより 2014年12月から、訪問看護医療 DX情報活用加算として厚生労働省が定めた

以下の額を訪問看護療養費に加算します。

(新) 訪問看護医療DX情報活用加算 50円/月

関係する施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する 電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する 電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 同意取得型のオンライン資格等システムの活用により 看護師等が利用者の診療情報等を取得および活用できる体制を有していること。
4. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い 訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて当該 訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
5. 掲示事項について ウェブサイトに掲載していること（2025年5月31日までは経過装置として この要件を満たしているものとする。）